

| | |
|-----|--------|
| 部長名 | 学校教育部長 |
|-----|--------|

| |
|--|
| 部のミッション |
| 学びを通じてすべての人が自分の「みち」を見出し一人ひとりが望む未来に挑戦する力を育むはちおうじの教育 |
| 部のビジョン |
| ①はちおうじっ子の「生きる力」の育成 ②学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 |

| 重要度が高い事務事業 | | | | | |
|------------|------|-------|-------------------------|---|---------|
| 番号 | 施策番号 | 細施策番号 | 事業名 | 重要度が高いとする理由 | 事業実施課 |
| 1 | 17 | 1 | 小・中学校の再編 | 適正規模、小規模校、複式学級などの課題解消に向けて学校施設の老朽化対策とともに最適な教育環境の整備に計画的に推進を図る必要がある。 | 地域教育推進課 |
| 2 | 15 | 3 | 登校支援ネットワークの整備 | 不登校対策としては多種多様な対応策を実施するなど、新たな居場所づくりを中心に児童生徒への支援体制を確立させることが必要である。 | 教育指導課 |
| 3 | 15 | 3 | 特別支援教育 | 特別な支援を要する児童生徒への指導体制の充実、学習環境の整備等を行うなど社会で共生していけるよう推進する必要がある。 | 教育指導課 |
| 4 | 15 | 2 | 校外活動の支援 | 校外学習活動の充実を図るため、マイクロバスの購入に向けて改めて対策を行うなど、安定的に校外活動を実施するべき推進する必要がある。 | 学務課 |
| 5 | 15 | 3 | いじめ防止対策 | いじめ事案が深刻化、複雑化する中、重大事態への的確な対応と再発防止に加えて予防的対応も図っていく必要がある。 | 教育指導課 |
| 6 | 15 | 2 | 小学校給食・中学校給食 | 公会計化の開始、給食費の無償化の推進、米など食材価格の高騰に伴う1食当たりの単価改定、給食センターの利活用など対応を図る必要がある。 | 学校給食課 |
| 7 | 17 | 2 | 学校における働き方改革の推進 | 教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができる環境整備を行い給特法の改定に即した働き方に向けて推進していく必要がある。 | 教職員課 |
| 8 | 15 | 3 | いじめ防止対策 (スクールロイヤー制度) | 学校教育現場の諸問題について、法律の専門家によるアドバイスを踏まえ、対応を迅速に図り解決につなげていく必要がある。 | 教育総務課 |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|----|---|--|------|---|--|---------------|--|
| 1 | 施策番号 | 17 | 細施策番号 | 1 | 細施策名 | 教育環境の整備・充実 | 事業名 | 小・中学校の再編 | |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 制度の見直しや長年の懸案事項の解決 | | | | | | |
| | 【目的】 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | | | 【目標（年度末のあるべき姿）】 | | |
| | <p>児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、学校の再編により適正規模を確保するとともに、市内に偏りなく学校を配置するため、中学校区単位で再編を進める。</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ・複式学級解消に向けた対象校について、学校の廃止手続きが進んでいる状況 ・その他の小規模校について、中学校区単位での議論を通じ、再編スケジュールが順次決定している状況 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・複式学級解消対象校への合意形成が図られ、跡地活用についての意見聴取が行われている状況 ・その他の小規模校において学校運営協議会を中心に、現状と課題が共有されている状況 ・たがの杜義務教育学校が円滑に開校を迎える状況 | | |
| 【現状】 | | | 【課題】 | | | 【事業内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末に複式学級の解消を目的とした再編について学校運営協議会を中心に説明を開始した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域との合意形成 ・増改築を伴う再編に係る財源確保 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校再編のスケジュールリング及び進捗管理 ・中学校区を地域単位とした適正配置の検討 | | | |
| 2 | 施策番号 | 15 | 細施策番号 | 3 | 細施策名 | 児童・生徒に応じた支援の充実 | 事業名 | 登校支援ネットワークの整備 | |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 経営計画に掲げる重点事業の推進 | | | | | | |
| | 【目的】 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | | | 【目標（年度末のあるべき姿）】 | | |
| | <p>不登校、いじめに関する対策として、子どもたちの支援体制を確立させる。</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ・支援を受けていない子どもの数の減少 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・SSWの質的向上等（ソーシャルワーク力の向上→OJTと研修による育成強化） ・新たな居場所の新設 | | |
| 【現状】 | | | 【課題】 | | | 【事業内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・SSWの活動により、不登校の早期発見・早期対応を図り、学校復帰に向けての支援をしている。 ・不登校の児童・生徒が増加傾向にある。 ・不登校児童・生徒のための居場所確保が急務。（高尾山学園が満杯状態） ・不登校の状況は児童・生徒により異なることから、様々な対応策が必要。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・SSW（スクールソーシャルワーカー）によるきめ細かい対応。 ・不登校児童・生徒の保護者同士が悩みを共有する場の創出。 ・不登校総合対策（つながるプラン）の実践。 ・各種居場所の再考。（チャレンジクラス、高尾山学園分校、校内別室、VLP≪バーチャル・ラーニング・プラットフォーム≫等） | | | <ul style="list-style-type: none"> ・SSW（スクールソーシャルワーカー）の専門性強化のための研修実施 ・新たな居場所づくり（高尾山学園分校：令和9年4月開校を目指す） | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|----|--|---|------|---|--|---------|--|
| 3 | 施策番号 | 15 | 細施策番号 | 3 | 細施策名 | 児童・生徒に応じた支援の充実 | 事業名 | 特別支援教育 | |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 制度の見直しや長年の懸案事項の解決 | | | | | | |
| | 【目的】 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | | | 【目標（年度末のあるべき姿）】 | | |
| | 八王子市特別支援教育推進計画に基づき、指導体制の充実、学習環境の整備等を行い、特別支援学級等を利用する子どもたちへの支援の充実を図り、社会で共生していける人材の育成に貢献する。 | | | 個別具体的な学びの場の提供 | | | 特別支援学級（情緒障害・固定）設置に向けての詳細決定（スケジュール、指導人材の育成、設置候補地の選定等） | | |
| 【現状】 | | | 【課題】 | | | 【事業内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都の特別支援教室のガイドラインに即した就学相談調整会議の実施。 ・障害理解の促進による、特別支援教育希望者の増加。（最適な学びの場の不足） ・不十分な発達検査への対応。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・都の特別支援教室運営ガイドラインに則した就学相談調整会議等の運営及び、対象者の適切な支援への誘導。 ・就学相談調整会議・特別支援学級等適正配置。 ・発達検査の行政対応の充実。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談調整会議の滞りない実施 ・発達検査の充実に向けた検証および今後の方向性決定 | | | |
| 4 | 施策番号 | 15 | 細施策番号 | 2 | 細施策名 | 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 | 事業名 | 校外活動の支援 | |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 制度の見直しや長年の懸案事項の解決 | | | | | | |
| | 【目的】 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | | | 【目標（年度末のあるべき姿）】 | | |
| | 学校教育活動の一環として行われる移動教室や社会科見学などの郊外活動の充実を図るとともに保護者の負担軽減を図る。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・安定的に校外学習が行えている。 ・校外学習の充実や保護者の負担軽減が図られている。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの購入契約の締結ができている。 ・購入予定のマイクロバスの運行形態について、令和9年度予算に反映できている。 ・校外学習に必要なバスの手配が確実にできている。 | | |
| 【現状】 | | | 【課題】 | | | 【事業内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・2024年問題により、社会全体でバス運転手が不足しており、今後は、バスの確保が難しくなる可能性があるとともに料金が上昇している。 ・令和7年度予算を確保し、マイクロバス購入に向けて入札を4回実施したが、物価高騰・納期の長期化など複合的な要因により不調となっている。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・応札可能な仕様内容 ・観光バス繁忙期を避けた日程での校外学習の実施 ・購入したバスの運行形態 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーや販売業者からの情報収集 ・入札に向けた仕様内容の検討 ・校外学習の日程について学校との調整 ・マイクロバス購入後の運行形態の検討 | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|-------------------|------|---|--|--------|---|
| 5 | 施策番号 | 15 | 細施策番号 | 3 | 細施策名 | 児童・生徒に応じた支援の充実 | 事業名 | いじめ防止対策 |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 組織運営の効率化 | | | | | |
| | 【目的】 | 「いじめを許さないまち八王子条例」及び「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」に則った、いじめ防止に向けた取組を確実に推進する。 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、いじめ対策、いじめ対応の強化に向けた取組を確実に実施している。 いじめの未然防止・早期発見や発生時の迅速な対応をはかるため、児童・生徒の学校生活上の継続的な状況把握や家庭との連携がなされている。 | | |
| 【現状】 | 令和4年度には「いじめの防止と発生した場合の対処Q&A」、「いじめ重大事態発生時の手続きの流れ」、「いじめ重大事態の調査報告書の公表ルール」を作成し、各学校の理解を促進している。 | | | 【課題】 | <ul style="list-style-type: none"> いじめの重大事態が発生した場合は、法に則って調査を行う必要があり、八王子市教育委員会は適切に調査を行っていることを市民に周知する必要がある。 第三者による調査は、調査部会の委員の選定に時間を要し、調査開始が遅くなる。 | | | |
| 【目標（年度末のあるべき姿）】 | 児童・生徒一人ひとりと信頼関係を構築し、相談・指導につなげるため、各学校において週1回の「いじめ対応のための時間」が設定されている。 | | | | | | 【事業内容】 | <ul style="list-style-type: none"> 「いじめを許さないまち八王子条例」及び「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」に則った、いじめ防止に向けた取組をホームページで市民に周知する。 重大事態が発生した際の業務フローや、関係団体との連絡・調整方法の見直しを行う。 |
| 6 | 施策番号 | 15 | 細施策番号 | 2 | 細施策名 | 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 | 事業名 | 小学校給食・中学校給食 |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 既存事業の再構築や事業手法の見直し | | | | | |
| | 【目的】 | 学校給食食材費の公会計の運用を開始し、給食費管理における透明性の向上、業務の効率性向上を図る | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | <ul style="list-style-type: none"> ◎業者への支払事務等、システム化を検討し、より効率的な運営が図られている ◎私会計時の未納分対応ができています ◎運用に足る人員体制を確保できている。 | | |
| 【現状】 | 令和7年度は、各関係所管調整（学校事務含む）、業者への説明・登録、各要綱等の整備、支払事務の集約等、公会計実施に向けた体制作りを行った。 | | | 【課題】 | <ul style="list-style-type: none"> ◎教職員の給食費について、学校徴収金として今後どうしていくか検討が必要。 ◎物資の安定供給と市内業者の保護の両立 | | | |
| 【目標（年度末のあるべき姿）】 | ◎公会計制度に基づく事務処理の標準化・定着 ◎適正かつ透明性の高い経理処理の実施 ◎事務担当者への研修・支援体制の充実 | | | | | | 【事業内容】 | <ul style="list-style-type: none"> ◎学校給食公会計マニュアルの整備及び運用の周知徹底 ◎私会計時の給食費未納分債権の回収の促進 ◎公会計化に伴い学校給食課で一手に担う支払事務の適正運用及び効率化 |

| | | | | | | | | | |
|--|---|----|---|---|------|---|--|---------------------|--|
| 7 | 施策番号 | 17 | 細施策番号 | 2 | 細施策名 | 指導環境の整備・充実 | 事業名 | 学校における働き方改革の推進 | |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 制度の見直しや長年の懸案事項の解決 | | | | | | |
| | 【目的】 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | | | 【目標（年度末のあるべき姿）】 | | |
| | <p>教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ・新規計画全体の進捗管理ができています。 ・業務量管理・健康確保実施計画が目標に近づいている。 ・学校配置の人材を十分に確保し配置が出来ている。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・各種校務サポート人材配置事業への都への予算要望の実施 ・副校長補佐の人材確保 80名 ・学年補佐の配置拡充 81名 | | |
| 【現状】 | | | 【課題】 | | | 【事業内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教員に求められる役割が拡大している。 ・こうした社会情勢の中で、教員の長時間労働や健康確保が課題となっている。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進行管理・監督 ・業務量管理の適正把握（個人運用の在校時間の徹底） | | | <ul style="list-style-type: none"> ・校務サポート人材配置事業の予算化（都予算の動向注視・情報収集） ・適正な人材確保・人材育成 ・SSSの任用形態の整理 | | | |
| 8 | 施策番号 | 15 | 細施策番号 | 3 | 細施策名 | 児童・生徒に応じた支援の充実 | 事業名 | いじめ防止対策(スクールロイヤー制度) | |
| | 目標設定にあたって重視した点 | | 多様な主体との連携 | | | | | | |
| | 【目的】 | | | 【目標（2030年のあるべき姿）】 | | | 【目標（年度末のあるべき姿）】 | | |
| | <p>いじめの防止、早期発見・対策、保護者対応、教職員の働き方など、多様な課題が存在する学校において、子ども・教職員・保護者が安心して学び働ける環境をつくるため、学校現場を法的専門性から支援するスクールロイヤー制度を導入する。</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが安心して学べる環境を保障するための法的支援として全ての教職員に本制度が確実に定着していること。 ○教職員の法的負担を軽減し、安心して教育に専念できる環境となっていること。 ○校内研修による効果が反映し、各種トラブルの件数が減少していること。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○各校でいじめ発生の抑止に向けた風土が醸成されているとともに、いじめの防止、早期発見・対策を効果的に推進するため、効果的にスクールロイヤーの活用が図られている。 ○教職員の相談事に対し、スクールロイヤーに随時相談ができる体制を継続することで、早期解決及び教員の本来業務に専念できる環境となっている。 | | |
| 【現状】 | | | 【課題】 | | | 【事業内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度の本制度開始以降、各校への周知が進み、課題の解決への一助となるとともに、コンプライアンス意識が醸成されてきた。 ○毎月開催する法律相談会やいじめ予防授業、校内研修など、3名のスクールロイヤーのほか、三弁護士会多摩支部・子どもの権利に関する委員などで対応している。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○昨今、解決すべき諸問題は複雑かつ多岐にわたり、学校数も多いことから、更なる制度の充実を検討する必要がある。 ○保護者等が弁護士とともに来校し、法的な観点から学校側の回答を求められる機会が増えている。 | | | <p>学校教育現場で生じる児童・生徒及び保護者等に関係する要望・苦情など、学校だけでは解決困難な諸問題について、法律の専門家である弁護士から助言を受けて解決、予防につなげる。</p> | | | |